

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 8 年 9 月 30 日

金ヶ崎町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する変更計画を認定したので、同法第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				金ヶ崎町永沢地内	無	令和 6 年度 ～ 令和10年度	黒沢資源保全会
○				金ヶ崎町永栄地内	無	令和 7 年度 ～ 令和11年度	細野・中ノ又・女夫坂地域資源保全会
○				金ヶ崎町西根、三ヶ尻、永沢、六原地内	無	令和 7 年度 ～ 令和11年度	金ヶ崎町多面的活動組織広域協定